

自由民権運動における植木枝盛と玄洋社の天皇論

——「権利」の再検討を土台に——

尹 粹 娟

はじめに

本稿は、自由民権運動における植木枝盛（1857～1892）と玄洋社（1880～1945）の天皇論に関する研究である。

1880年を前後に最盛期を迎えた自由民権運動の発端として「民選議員設立建白書」（1874.1.17）が挙げられるが、この建白書は明治6年の政変により辞任した板垣退助、江藤新平、副島種臣などの反政府的立場の前参議によって提出されたものである。彼らが「民選議員設立建白書」で掲げていた「権利」は自由民権運動が全国的に拡張していく動力となり、また天皇はその動力の基底となっていた。その際、民衆の側に立って最も重要な役割を果たしたのが植木枝盛（1878～1879）と玄洋社（1880～1945）である。

自由民権運動に関する研究においては、植木を民権思想の提唱者、玄洋社を国権思想の源流とする解釈が定評となっている。このような従来の研究においては、民権と国権の間に横たわる「権利」を近代的国家の枠組みの中でのみ論じること、植木と玄洋社が主張していた「権利」についての比較検討が十分には行われてこなかった。本稿では、植木と玄洋社における「権利」を再検討し、近代的国家の枠組だけでは片付けられない「権利」の一側面を提示する。また、それを土台にして植木と玄洋社が天皇をどのように位置付けていたのかについての考察も試みる。

1. 先行研究の検討

自由民権運動に関する研究において植木枝盛を取り上げる分析は多いものの、植木と玄洋社を比較検討するものはわずかである。それは植木を民主主義の伝統、玄洋社を国家主義の源流とする二つの戦後の評価と関わる。

植木を民主主義の伝統とする戦後の代表的な研究に鈴木安蔵の『自由民権』（1948）が挙げられる。鈴木は自由民権運動の全般にわたる未刊の重要資料を発掘し、そこで植木の「東洋大日本国国憲按」（1881）を最も民主的な見地を示しているものとして評価した。鈴木は植木を天賦人権論に徹底した民権論者であるとし、立志社と植木は「改良主義的ないし国権主義的色彩の強い」他の自由民権論者とは一線を画す存在であると述べる¹⁾。たしかに、鈴木の研究は自由民権運動の研究史において先駆的な位置を占めている。しかし、民権と国権の枠組みによって植木

と玄洋社の接点については明確な言及がなされていない。

玄洋社を国家主義の源流とする研究にハーバート・ノーマンの『日本政治の封建的背景』(1944)がある²⁾。ノーマンによれば玄洋社は「民権に代わる政治的・精神的誘因を人民に提供することによって、政府の自由民権運動に対する猛烈な攻撃をさらに徹底させ」、そこには「排外愛国主義と軍事侵略の神秘主義的非合理」的な天皇論があったと述べる³⁾。一方で植木については、これを「日本の歴史に現れて民主主義を説いた重要な政治思想家の一人」⁴⁾と評しているものの、玄洋社の天皇論と自由民権運動の詳細な分析まで立ち入ることはなかった。

自由民権運動の研究は上記の研究が示唆するように民権と国権の議論から深められてきた。

例えば、遠山茂樹は「自由民権運動と大陸問題」(1950)で天皇と国権と民権の混雑状態を指摘し、なかでも玄洋社は「国権のための民権、国権拡張の前提としての民権の伸張」を主張した存在であったと述べる⁵⁾。一方で、植木枝盛研究の第一人者である家永三郎は『植木枝盛研究』(1960)において、遠山が指摘する自由民権運動の限界から植木を分離した。家永によれば、植木は玄洋社の前身である「向陽社の封建的＝国権主義的民権論とはおよそかけはなれた近代的思想のもち主」であり⁶⁾、「国権よりも民権の優位を固執⁷⁾」したとする点で、既存の研究と酷似している。しかし、植木が彼自身を天皇に擬する「自己進化」、すなわち「人間至上主義と無限進歩の哲学における否定の論理の欠乏」が植木の民権運動における限界と関連しているという指摘は⁸⁾、後で確認していくように「権利」観念の再検討において重要な示唆を我々に与えてくれる。

植木と玄洋社を取り上げる際には、「権利」と天皇の問題が常につきまとうている。近年の研究においては民権と国権は近代的国家の必然的な要素であり、また両者の混雑状態は自由民権運動の一般的な在り方であるとされてきた⁹⁾。しかし、そこでも植木と玄洋社が十分に比較検討されてきたわけではない。その主な理由は民権と国権の間に横たわる「権利」の観念を近代的国家の枠組みで論じることによる、というのが本稿の考えである。

「権利」を近代的国家の枠組みで論じる観点においては、「権利」と天皇との呼応関係、さらには「権利」と民衆との呼応関係も演繹的にその枠組みからの説明されるに止まることになる。要するに、近代的国家を前提とする民権と国権の区分において植木と玄洋社のいう「権利」もそのような限界に当て嵌められてしまうのだ。

自由民権運動における「権利」は近代西洋政治思想の摂取と相まってその言葉自体も定着しておらず、なおかつ、「権利」をめぐる自然法と国家の実定法の関係も定かではなかった。それゆえに、自由民権運動における「権利」は実定法が自然法を先行するような近代的国家の枠組みからだけでは十分に説明できないということになるのである。ここで論点を先取って言えば、「権利」にみる自然法は国家の実定法より先行していた、というのが本稿で重点的に検討していく仮説ということになる。

本稿では、この仮説を中心に自由民権運動における「権利」の再検討から植木と玄洋社の天皇論を考察する。その際に日本政治思想史研究において最も重要な「作為」をめぐる議論と「権利」を関連させて近代的国家の枠組だけでは片付けられない「権利」の一側面、要するに、自然

法が実定法よりも先行していた側面を明らかにしていく。そのために第2節では植木と玄洋社について概略し、また両者の接点にある「権利」観念についても掘り下げる。第3節では「権利」観念の定着史をたどり、「権利」を再検討するための「作為」の議論に注目し、これらを土台にして第4節と第5節ではそれぞれ植木と玄洋社の「権利」言説にみられる天皇の位置付けを考察する。

2. 植木枝盛と玄洋社について

本節では植木と玄洋社について簡潔に紹介する。その際に植木については『植木枝盛集』（1991）を、玄洋社の場合は『玄洋社社史』（1917）と石瀧豊美の『増補・玄洋社発掘—もうひとつの自由民権』（1997）の記述に基づいた整理を行う。

2-1. 植木枝盛の生い立ち

植木枝盛（号・無天、1857～1892）は自由民権運動を代表する思想家の一人である。彼は1857年1月20日に土佐国土佐郡井口村で生まれた。1867年頃から藩校致道館に通いはじめ四書五経の素読を学び、5年後の1872年、高知県庁による官費致道館入塾生に選抜される。その翌年1873年、東京の海南私学に招かれたものの、海南私学の目的が陸軍士官の養成であることを知り、入塾後半年も経たずにして高知に戻り、もっぱら独学に専念した。

1874年4月、植木は立志社の討論演説会で板垣の演説を聞き、政治への志を発する。この頃は明治6年の政変により辞任した板垣退助、江藤新平、副島種臣などが自由民権運動の嚆矢的結社である愛国公党を組織し（1874.1.12）、「民選議員設立建白書」（1874.1.17）を発表し、また高知では立志社（1874.3）を創立するなど、自由民権運動が整っていく時期である。1875年、植木は再び東京に遊学をし、明六社及び三田講演会、キリストの説教会に出席しながら、特定の学問に偏ることなく独自の思想を高めていったことが知られている¹⁰⁾。また1876年『郵便報知新聞』に投書した「猿人君主」が天皇を譏諷する罪に該当するとされ、植木は約2ヶ月間の禁獄を経験した。こうしたことから窺える植木の特徴は「権利」と天皇論を独自の思想に基づいて主張していたこと、またそれは反政府的なものであったということであろう。天皇についての植木の記録は『植木枝盛日記』、『無天雑録』（1877～1891）、「東洋大日本国国憲按」（1881）、「国家主権論」（1882）などで確認できる。

1877年3月16日、植木は立志社に入社した以来、「立志社建白書」を起草し、『愛國志林』（1880）、『愛國新誌』（1880～1881）を編集するなど、愛国社と立志社を通して活発に投書していた。『民権自由論』（1879）は天賦人権を述べた彼の最初の単行著書であり、さらに『天賦人権弁』（1883）では加藤弘之による天賦人権の否定（『人権親説』（1882））を厳しく批判するなど、天賦人権としての「権利」の大衆化に努めていた。植木は愛国公党を継承する愛国社及び愛国社再興大会を率いるなど、自由民権運動を代表する実践的な思想家の一人として活動していく。

2-2. 玄洋社の成立

玄洋社（1880～1946）は九州を代表する自由民権運動の政治結社として出発した。同社は1880年に、箱田六輔（1850～1888）、平岡浩太郎（1851～1906）、頭山満（1855～1944）¹¹⁾を中心に福岡にて結成されており、その際、社の憲則は「第一條 皇室を敬戴す可し、第二條 本國を愛重す可し、第三條 人民の權利を固守すべし¹²⁾」とされ、また社名については、「国史をふまえて、伏敵門頭、玄界灘の怒濤天を搏つの慨に則」って玄洋社と命名したとされる¹³⁾。

玄洋社の三傑と呼ばれる箱田、平岡、頭山は亀門学を継承する高場乱の興志塾の門下生である。高場は九州の儒学者亀井南冥流の徂徠学を継承した人物で、興志塾では古学を中心にて、『尚書』、『周易』、『論語』、また『水滸伝』や『靖献遺言』などが講じられた¹⁴⁾。また玄洋社の成立の思想的系譜を考える上での重要人物として武部小四郎と越智彦四郎の二人がいるが、両者は尊王攘夷派の福岡藩士であり、武部の父である建部武彦は乙丑の獄（1865）により切腹させられたことが知られている。『玄洋社社史』によれば、玄洋社は尊王攘夷派である武部と越智の「忠君愛國の至誠」を受け継ぐものとして設立されたと言う¹⁵⁾。また武部と越智も興志塾の門下生であった。

武部と越智は1875年2月自由民権運動の全国的糾合をはかる愛国社結成大会に参加し、その後に武部は矯志社、越智は強忍社、箱田は堅志社を創立する。1876年10月萩の乱が勃発した約1ヶ月後、箱田と頭山は大久保利通の襲撃容疑から投獄され、その間に西南戦争が勃発し武部と越智を含む多くの社員が処刑となった。1877年11月、頭山を中心に西南戦争で生き残った社員が集まり開墾社（向浜塾）を開設したものの、経営難により開塾1年余をして解散した。1878年9月、頭山は第一回愛国社再興大会に参加の後、向陽社を設立し、向陽社は立志社に匹敵する自由民権運動の結社として評価される¹⁶⁾。また12月に向陽社社員を含んで結成される筑前共愛会は「国会開設ニ付建言」（1879）、「改約建言書」（1879）を発表するなど¹⁷⁾、国会開設、憲法制定、不平等条約の改正に積極的に取り組んでいた。玄洋社は以上のような背景を持つ向陽社と筑前共愛会を受け継ぐものであり、亀門学、福岡藩の尊王攘夷派を影響に基づいた自由民権運動の結社であることが窺えよう。

2-3. 植木枝盛と玄洋社―「権利」を接点に

植木枝盛は1878年11月26日の日記に「頭山に遇ふ」と記しており¹⁸⁾、玄洋社とは恐らくこの時期に会見したと考えられる。この時期に頭山は1878年5月14日の紀尾井坂の変を契機にして板垣を訪問していた¹⁹⁾。そこで板垣は頭山に「自由民権の旗幟を以て藩閥政府と戦」うこと、また「民選議員の性質を論じ、是等の事は決して尊王愛國主義に悖るものではないと論じた」とされる²⁰⁾。

植木は頭山の招聘に応じて1879年1月4日福岡に向かい²¹⁾、その翌日向陽社の開校式に参加した。植木は九州に約2ヶ月間滞在しながら向陽社で『泰西國法』（1868）を講義し、向陽社の委託により「日本帝国向陽社趣意書」（1879.3.8）を作成した。さらにこの時期に『民権自由論』が執筆され、当書は「福岡に於いて第一版は一冊をも残さず暫時にして売切と為りたる」という

(植木 10・29)。これらを踏まえた上で、板垣および自由民権運動を共通の磁場とする植木と玄洋社が「権利」観念をめぐるどのような接点を持っていたのかに触れておきたい。というのも、それによって近代的国家という所与の前提とは異なる「権利」の一側面を汲み取ることができるからである。

まず、その一つの根拠となるのは自由民権運動の精神的基盤が明治維新にあったことである。明治維新は周知のように「王政復古をスローガンとして遂行されたが、王政復古とは武家から朝廷への単なる政権移動のことではなく、神武天皇が樹立した始原の政治に変えることであり、その内容は祭政一致とされた²²⁾」。また板垣は『自由党史』において「惟ふに維新改革の目的が、全く皇權克服と民権挽回を意義したる故に、一天萬乗の下、復た決して諸般の人為に出づる階級門閥の陋習を在するを許さず」、天皇と民の関係は「王朝の古よりして殆んど不文の憲法として存在せる所の大義なり」と述べている²³⁾。要するに、明治維新の目的にみる「権利」は天皇と民が共通で有するものであり、「尊王と民権と一にして終に二致なき²⁴⁾」というのは神武天皇までに遡るものであった。

また、このような「権利」と天皇と民衆の呼応は身体とも密接に関連している、というのが本稿の見立てである。「立志社建白書」(1877)では「天ノ斯ノ人ヲ生ズルヤ手足之レ具シ頭目之レ備ハル、精神之レヲ管シテ自主自由の權利ヲ有セシムル」(植木 6・5)とし、この「天稟ノ權利ヲ暢達」は「万機公議ニ決シ立憲ノ政体ヲ建ツルハ陛下臨御之始メノ誓約及明治八年四月十四日ノ聖詔ニシテ、陛下ノ志ナリ、陛下ノ願ナリ。衆庶ノ慶此ニ過ルモノナシ」(植木 6・22)とされる。自由民権運動の原動力である「権利」はいわゆる天賦人權として身体と関係し、また天皇も民と同等の身体を持つ存在であった。この点は後で見えていくように植木の『民権自由論』(1879)と筑前共愛会の有力活動家である村井一英の『通俗愛国民権論²⁵⁾』(1880)にも見られる重要な特徴である。

さらに「権利」は近代西洋政治思想の摂取過程と相まって、まだその言葉自体も定着していなかったことを指摘しておきたい。植木が向陽社で講義教材に用いた『泰西國法』(1866)によれば、ドロワ、ライト、レグトなどの西洋の言葉を訳した「権利」は「本來直の義にて正大直方自立自主の理を伸る意を含」み、また「義」「権」「法」「分」「理」などに訳されていたという²⁶⁾。また「権利」は「古来彼土に人奴あり、生殺與奪の權皆其主人に在りて人奴は毫釐も權を有せず、禽獸草木に等しく惟主人所有の一物耳。最大に天理人道に背けり。後世人文大人々皆律法上に同權を得るに至り、人奴遠く蹤を絶したり²⁷⁾」というように国家の実定法によってその平等の性格が保証されていた。

植木と玄洋社の接点にある「権利」は定着途中の観念であり、その上で国家の実定法との関係が設定されていた。ここでも近代的国家の枠組だけでは片付けられない「権利」の側面を推察することができ、以上のような「権利」観念は植木と玄洋社の天皇論の検討において重要な手掛かりとなる。

3. 自由民権運動における「権利」

3-1. 「権利」観念の定着史

本節では、明治初年における「権利」観念の定着史を石田雄の『日本近代思想史における法と政治』（1984）に沿って大まかにたどってみる。そこでの「権利」観念をめぐる重要論点を汲み取りつつ、本稿の観点を提示していく。

一般的に訳語としての「権利」は、アメリカの国際法学者ヘンリー・ホイートンの『Elements of International Law』（1836）を漢訳したウィリアム・マーティンの『万国公法』（1864）がその嚆矢とされる。石田は『万国公法』による「権利」の理解は国際法上の国家の地位に重点が置かれ、その「権利」が個人と結びつく場合の問題を次のように指摘していた。「中国の古典において「権利」という語は利己的な利益追求という含意」を持ち、「例えば荀子によって、はじめて用いられたと言われるこの語は、例えば前漢書にも「賤権利上篤厚」として、「権利」は「篤厚」と反対のもので、賤しいものの属性と考えられていた²⁸⁾」。また「日本においても中国においても、この点の誤解を防ぐため、「権利」に代えるに「権理」を以てしようとする企てがなされた」と述べつつ、1879年『An English-Japanese Dictionary of the Spoken Language』で初めて kenri に「権利」という漢字が当てられたという²⁹⁾。

さらに、石田は「基本的人権」の観点から自由民権運動にみる「権利」の問題を指摘する。石田によれば、「基本的人権」は「人間性から論理必然的に派生する前国家的、前憲法的性格を有する権利」であり、それを包含する価値体系はアメリカ独立宣言にみられるキリスト教の信仰、あるいはフランス革命の人権宣言にみられる自然法思想であり、いずれも実定法体系を超える要素を含んでいるという³⁰⁾。しかし石田は「基本的人権」を「近代民主主義の公理」として捉えることによって自由民権運動にみられる「権利」の問題もそのような枠組における批判に止まっている。またそれは日本政治思想史研究における最も重要な「作為」の議論とも深く関わっていた。

石田によれば、植木の『天賦人権弁』においては、「事実上の力関係によって動かされることのない規範としての「人権」という考え方ではなくて、政府との力関係によって「伸長」されるべき「民権」が考えられ」、また植木は加藤弘之と同様に、自然法的な思考とは全く異なる思考をベースにしていたことが指摘されている³¹⁾。石田は「民権」における集団実在論的傾向や、加藤の進化論における同様な傾向は、儒教的倫理における集団主義的傾向との連続面をもっていたという点である。すなわち「個人」の不可譲の権利から社会関係を構成するという論理が弱かったという問題」があるとし、また「日本における実力説的傾向が、「天下の大勢」という考え方になじみやすく、その点で儒教における社会的秩序と自然的秩序との同一視の所説につながる面をもっていた」と述べる³²⁾。さらにこれらの根本的な特徴は「法制度を個人の合意によって作為されたもの」とすることにあると指摘した。「権利」を基礎付ける自然法への「作為」を指摘するこのような観点は丸山眞男の「自然」と「作為」に関する議論とも関連している。

ここで、日本政治思想史研究において最も核心的な主題を提起した丸山の「自然」と「作為」の議論に本格的に触れる余裕はないものの、「「作為」観の優位を決定的にしたのはかの自由民権論の擡頭³³⁾」であるとする彼の指摘が、上述の石田のそれと類似していることは指摘しておきたい。自由民権運動の「「自然法」の先天性の主張は、逆に一切の実定法は人間の制定によって始めて妥当するといふ理論を必然的に包蔵しているのである³⁴⁾」と述べる丸山においては、実定法の側面における「作為」によって実定法を自然法よりも先行するものとして把握されていたのである。

以上で確認したように、「権利」観念についての重要な論点の一つは自然法と実定法をめぐるその先後関係にある。そしてここには、自然法とは何かという重大な問いが残される。西洋における自然法思想を網羅的に検討したA.P. ダントレーヴの『自然法』（2006）によれば、「自然法の本質に関する論議よりもむしろ自然法の背後に潜んでいたもろもろの問題点³⁵⁾」こそが重要なのであり、そうした問題点は常に流動する自然法と国家との関係を意味していた。ダントレーヴのこのような主題の設定は「自然法の有力を理解するためには、われわれは自然法を心理學的に解釋し、そうしてそこで自然法を、自然法を媒介として働いたもろもろの力と関係付けなくてはならない³⁶⁾」というディルタイの思想に拠るところがあるが、このような方法は「自然法なる概念にまつわる曖昧さの多くは、その概念の根底にある自然という概念の曖昧さに由るものとされなくてはならない³⁷⁾」という公理から慎重に探られたものでもあった。「自然」のそのものの概念を古代からたどり日本固有の自然法を解明することは本稿の力量をはるかに超える³⁸⁾。日本において「自然」という言葉も1890年代に定着し、また自由民権運動の言説にみられる自然法は、「自然ノ道理」、「天理自然ノ定則」、「造化自然ノ運行」などそれに相応する言葉で用いられてきた。自然法の意味を統一した言葉から明確にするためには、それにまつわる無数要素のうちから、相当に絞り込みを行う必要が出てくるだろう。

そのため、次節からはこれらのことに留保にした上で、自由民権運動における自然法と国家の実定法との先後関係に焦点を当ててみる。またこのような論点の設定から近代的国家の単位を超える「権利」の一側面を論じてみたい。

3-2. 「権利」の再検討

本節では、愛国公党及び愛国社を軸に自由民権運動における「権利」の再検討を試みる。

愛国公党は1874年1月12日板垣などの前参議を中心に東京の副島種臣の宅で創設された。ここでは「愛国公党本誓」が、党の創設の5日後には自由民権運動の発端となる「民選議員設立建白書」が発表された。1875年2月22日、大阪で愛国公党を継承する愛国社が設立され、その約3年後から1880年までに愛国社再興大会が4回にわたって開かれる。植木はそれらの愛国再興大会に出席し、社の共通の方針を示す「愛国社再興趣意書」（1878.4）を伴って四国・山陰・山陽方面で遊説を行う。向陽社では頭山満、箱田六輔、平岡浩太郎が中心となって大会に出席した³⁹⁾。

自由民権運動の原型となる愛国公党は「愛国公党本誓」の第一条を次のように述べている。

一 天の斯人民を生するや、之に附與するに一定動かすべからざるの通義權理を以てす。斯の通義權理なる者は、天の均く以て人民に賜ふ所の者にして、人力を以て移奪するを得ざる者なり。然るに世運の未だ全く開けざるや、人民動もすれば斯の本然の通義權理を保全し能はざる者あり。況や我國は數百年來封建武斷の制其の民を奴隸にせし餘弊、未だ全く剷除せざるをや。苟も是に由て改めざれば、我國威の揚り、我國人の富むを欲するも、豈に得べけんや。我輩一片至誠、愛國の心大に此に發憤するあり。乃ち同志の士と相誓ひ、以て我人民の通義權理を主張し、以て其天賜を保全せんと欲す。即ち君を愛し國を愛するの道なり。⁴⁰⁾

愛国公党によれば、民は「天」により「一定動かすべからざるの通義權理」を付与され、民の持つ「通義權理」の保護は「即ち君を愛し國を愛するの道なり」という。また第3条に「君主人民の間融然一體ならしめ、其の禍福緩急を分ち、以て我日本帝國を維持し昌盛ならしむるの道なり⁴¹⁾」と述べているように「通義權理」における民と天皇と国家の關係は容易に分離できない秩序を意味していた。そこでは、その秩序に含まれている「天の均く以て人民に賜ふ所の者にして、人力を以て移奪するを得ざる」性格が重要となる。

「通義權理」の根源となる「天」は東洋思想の中でも極めて抽象的かつ観念的な言葉の一つである。ここで自由民権運動における「天」の意味を柳父章の『翻訳の思想—「自然」と NATURE』に則りつつ、「通義權理」の意味するところを考察してみる。柳父は幕末及び明治初期における西洋政治思想の導入を背景に、「天」は *nature* の翻訳語、*God* の翻訳語、伝来の日本語という三重の意味を持っていたと述べる。なかでも植木の天賦人權論における「天」は、*natural right*、今日のいう「自然権」における *nature* という言葉の意味と似ていた⁴²⁾とし、「*nature* の法である「自然法」は「実定的な社会秩序」に対して「変革的原理となるか」、「その永遠性を保証するイデオロギーとなるかいつれか」である⁴³⁾」と述べる。要するに、「権利」における自然法と国家は容易に二分することのできない恒久的な緊張關係を有していたことが分かる。

愛国公党および愛国社の名称からもわかるように、国家は初めから「権利」と同様に重要であった。「愛国社再興趣意書」では「人類相聚テ国ヲ建ルハ各其身ヲ愛スル所以ニシテ其權利ヲ保全シ其幸福ヲ享有センガ為メ也。蓋シ人トシテ愛身ノ情アルハ本ト天性ノ然ラシムル所ニシテ、能ク其身ヲ護ル所以也」(植木 10・155)と述べられている。しかしながらここでいう「権利」は国家の実定法に内在していたのであろうか。

近代的観点の一つとして社会契約論を取り上げ、カントの言うようにその「契約の観念は、個人の自然権—天賦自然の諸權を國家の枠に嵌め込むことを可能ならしめる、ただ一つの手段⁴⁴⁾」であるとする場合、「権利」における自然法は近代的國家に内在することとなる。一方で、明治初期の「権利」がまだ定着していない観念であったことを踏まえれば、自然法と近代的國家の実定法との關係を再検討する必要性が浮かび上がってくる。そのため、『愛國新誌』の記事を一例に取り上げて「権利」をもう一度問うていく。

植木がその編集を担当した『愛國新誌』は自由民権運動を代表する愛国社のあらゆる定論公説

を掲載していた。なかでも 1880 年 11 月 12 日刊行の『愛國新誌』第 13 号「天然ノ權理ト法律上ノ權理ヲ論ス」は次のように述べる。

天然ノ權理ハ、世界萬國ニ通用スル者ニシテ、區々タル一國ノ法律ノ得テ變更ス可ラサルモノナリ。故ニ之ヲ稱シテ寧口道德上の權理ト云フモ可ナリ。蓋シ道德上ノ感覺ハ各人皆ナシレナカラニシテ多少具備スル者ニシテ宇内普通ノモノナレハ、若シ道德ニシテ充分社會ニ行ハル、ニ於テハ、法律ハ固ヨリ無用ノモノナリト雖モ、今日ノ人間ハ道德ノミニ依テ成立シ能ハサルカ故ニ、其人性ノ缺點ヲ補ハシメ爲メ法律ヲ設ケテ以テ國家ヲ圖ルモノナリ⁴⁵⁾。

この無署名の記事は「權利」を「天然ノ權理」と「法律上ノ權理」に区分している。そこで「天」に根拠つけられる「天然ノ權理」は「世界萬國ニ通用」するものであり、「天然ノ權理ハ至大至重ナル實ニ測ル可ラサル者ニシテ、之ヲ法律上ノ權理ニ比セハ、其大小輕重ハ豈惟雲壤ノミナラン哉⁴⁶⁾」とし、その先後関係を明確にしている。したがって自由民権運動における「權利」は近代的國家の單位を超えた側面が強調され、またそれは自然法を意味していたと考えられる。立志社の機関紙『海南新誌』『読東京日々新聞』(1877.9.8)の記事で「民權家ハ則民權ヲ尊ビ民權ヲ重シズルヨリ起リ自由ヲ欲シ自由ヲ好ムヨリ起リ已ムベカラザルノ道理ヲ知ルヨリ起ルモノニシテ大抵自然ノ道理ニ本ヅカザルハ莫キナリ蓋シ民權家ハ本心有レバナリ⁴⁷⁾」とする論調からも、自然法の先行性を推察することができよう。同様に、植木もまた『天賦人權弁』において「吾儕ガ天賦人權ト云フルコトヲ言フモノハ必ズシモ國家法律ノ有無ニ関ハラズ、直チニ其天ニ徴シテ之ヲ唱フルコトナリ」(植木 1・172)と明記している。ただ、このような自然法の先行性は「人性ノ缺點」により國家を必要前提とするものであったと考えられる。続く節では以上の「權利」の再検討を土台として、植木と玄洋社の天皇論について論じていく。

4. 植木枝盛の天皇論：「權利」と「權利」の保護

本節では、「權利」にみる自然法と國家との関係において植木が天皇をどのように位置付けしようとしたのか、を考察する。その際に、家永のいう植木の「自己神化」に着目して論じていく。家永によれば、植木が彼自身を天皇に擬する「自己神化」は「人間至上主義と無限進歩の哲学における否定の論理の欠乏」であり、それが植木の思想的限界でもあったとされる。本節ではこの論点に注目しつつ、植木の天皇論を検討する。

植木が『天賦人權弁』で論じる最も重要な主張は「權利」と「權利」の保護との峻別である。当書での植木の加藤への批判も「曾テ權利ノ本然ト權利ノ保安トノ二者ヲ別ツコトナク」、「權利ヲ以テ実ニ邦國ノ成立トニ發生シタルモノ、如ク考定」(植木 1・183)したことにある。また植木のいう「權利」と「權利」の保護の区分は、天皇の位置付けとも関連していた。植木は「權利」と「權利」の保護について次のように述べる。

夫レ吾人天賦ノ權利ハ何レノ時ニモ其人ニ随ヒテ存セザルハ莫ク、昔日ノ權利ハ則今日ノ權利ナリ、今日ノ權利ハ則昔日ノ權利ナリ。權利其本然ニ於キテハ進歩モ退歩モアルベカラズ。而シテ太古ヨリシテ中古、中古ヨリシテ今日ニ及ビ、以テ漸ク進歩シタルモノハ權利ノ作用ト權利保護ノ方法ト是レナリ。(植木 1・197)

「天賦ノ權利」は進歩も退歩もない一方で「權利ノ作用」及び「權利保護」の進歩は積極的に認められている。植木は『民権自由論二編甲号』（1880）において、このような「權利」の区分は「禽獸の其中には素より力あり、能もあり、奇妙の者もあるけれど、古今同轍、一途にて些しの進歩も退歩もなく」、また「天然稟け得たる儘のみにて自ら求めて為すこと能わず、自然に任じて己れに発せず」（植木 1・131）ごときとは異なる、人間の為すところである。

既に述べたように、植木の「權利」の主張において国家は自然法に内在しており、その自然法は「天」に依拠する抵触不可能な性質を帯びていた。ただ、「權利」を保護する国家に「作為」が至っているために「權利」と「權利」の保護の区分を植木は設けていたのではないだろうか。柳父章の言葉を借りれば、「植木枝盛が「天の人間を造るのは、天下万人皆同じ」という場合の「天」において「人間の主体的「作為」は、「天」によって否定されるものではない。「作為」は、「天」と対立しつつ、両立している⁴⁸⁾」と述べることができよう。植木のいう「權利」と「權利」の保護の区分は以上のように「作為」をめぐる自然法と国家との関係を意味していた。またこの区分設定は植木が天皇をその自然法に「作為」を加えない存在とするための一つの工夫であったと考えられる。

植木は『民権自由論』で「人は皆な同じく天の造りたる同等の人じゃ、君も人じゃ民も人じゃ、何で羊と百姓との如き異ひがあるものか」（植木 1・14）と述べている。この場合、民と同等な身体を持つ天皇は「天」より「權利」が付与され、自然法の側に内在する存在となる。愛国公党のいう「君主人民の間融然一體」もこのような文脈で説明することができよう。

しかし植木は「抑国とは人民の輾る所のものにて、決して政府に依つて出来たものでもなく君に憑て立つたものでもない、国は全く民に因て出来たものじゃ」（植木 1・17）とし、国家に関わる「作為」が天皇によって加えられることを警戒していた。「天賦人權弁」においても「国ト權利トハ豈ニソレ専制者が始設シタルモノナランヤ」（植木 1・190）と繰り返して述べている。

植木の天皇に対する以上のような工夫は決して容易ではなかった。「權利」における自然法と国家は常に緊張関係を持ち、したがって、自然法に内在する天皇という位置付けも植木にとっては重要な難問だったのである。それは植木にみる国家と「自己神化」と関連しているのではないだろうか。植木と板垣は『板垣政法論』で国家について次のように述べる。

国ヲ小ニスルハ豈吾人ノ為メニ幸福ナリト為サルベケンヤ。故ニ宇内ノ政法ヲ設立シテ以テ天下ノ邦国ヲ小分スルヲ得ルニ至レバ実ニ一個ノ大利得ト謂ハザルヲ得ザル也。況ンヤ共議政法ノ功ニ依テ遂ニ国ヲ解クニ至ルノ進歩ヲ得、今日ノ齟齬タル政治法律ノ如キハ便チ其

生ヲ卒ヘテ人間能ク真成ノ自由自主ヲ得、純乎タル至美世界ニ訴樂スルコトヲ得ルニ至レバ、之ヲ最大利徳ト云ハザラント欲スルモ得ン乎。(植木 1・99)

「宇内ノ政法」は「天下ノ邦国ヲ小分スル」ことにその目的があるという。この「宇内ノ政法」を論理的に突き詰めれば、一人一国家までに小分することができるという発想になる。それは「国家ト各民トハ唯其成立ヲ異ニシテ、一ハ人作ニ出デーハ天然ニ因ルト云フト雖ドモ、民ハ則人間ニシテ国モ亦其人間ヲ以テ成レル所ナレバ則其質物ニ於テハ素ヨリ同一ニシテ異ナル所ナク而シテ各民ト質ヲ同フスル国家(植木 1・106)」というような一人一国家の発想だった。それゆえに植木は「一人の人間を一小天地」(植木 1・131)と述べたのであり、したがって彼にとっての天皇もこのような発想から検討する必要が出てくるのである。

「無上政法論ヲ補周ス」(1882)によれば、「畢竟天地ノ万物ハ恒ニ変遷シ、移進スル」。「是レ実ニ生命ノ法則ニシテ凡ソ生命ヲ有スル者上ハ人類ヨリ下昆虫ニ至ルマデ皆此法則ニ循テ毫モ悖ルコトナキハ草木ノ風土ニ馴レ、獣畜ノ慣習ヲ変ジ、人類ノ性質ヲ変ズルニ由リテ能ク知ル所ナリ」(植木 1・117)という。植木にとって天皇は「天の造りたる同等の人」である。そのために民と同等の身体を持つ天皇は「生命ノ法則」、「権利」から言えば、近代的国家というよりも自然法に内在する存在として捉えることができよう。

植木の「自己神化」は身体によって可能なものではなかっただろうか。例えば、「明治十四年2月1日 十二時に寝に就く。天皇と供に寝ね、又皇后と同衾して寝ね、交媾する事を夢む」(植木 7・258)というように植木は身体を媒体にする天皇との合一状態を述べていた。しかし J.A. トーマスが「植木にとって権利は属性や能力かもしれないが、人間の身体に内在しているので、単に身体が存在するという以外で、政治的可能性を描写する際に考慮に入れるべきではない」。「たとえば、彼は理性には関心がない」と指摘するように⁴⁹⁾、身体を媒体にする「自己神化」のメカニズムを植木は詳細な論理を以て説明しているわけではない。この点は植木が「権利」主張し「自己神化」を現実化していく際の重大な課題となっていたのであろう。

5. 玄洋社の天皇論：「権利」と天皇の保護

最後に玄洋社の天皇論について考察してみる。玄洋社の場合は現存の資料が数少なく、またそれらも十分に検討されていないという状況にある。そのため、以下では玄洋社の前身である向陽社と筑前共愛会の主要な資料を整理しながら、「権利」観念に関連する天皇論の特徴を取り上げることにはしたい。まずは、現在検討可能な最も初期の資料である「日本帝国向陽社趣意書」(1879.3.8)における「権利」観念を確認してみる。

向陽社ハ民人ノ権利ヲ張り、自由ヲ伸べ、我全国ノ国権ヲ張り、然シテ我国ヲ富シ、我国ヲ文明ニシ、我国ヲ昌盛ニシ、仍テ広ク全国民人ノ幸福ヲ進メ、亦且ツ天皇陛下ノ尊榮ヲ益シ、

竟ニ我這ノ日本ヲ將テ大ニ善美ノ境ニ至ラシメ、世界万国無比ノ国ト為サント欲スルモノ也。
蓋亦愛國ノ義ヲ以テ設クルノミ⁵⁰⁾。

向陽社の目的は日本を「世界万国無比ノ国」とするところにある。そこでの「権利」は、日本を「世界万国無比ノ国」とする際に不可欠な観念であり、「愛國ノ義ヲ以テ設クルノミ」というのが向陽社の主張である。また「国家ハ本ト民人ノ相輾ル所ニシテ、国家ノ本ハ則チ民ニアリ」、「故ニ所謂国ヲ愛スル者ハ自ラ書〔愛カ〕セザルヲ得ズ」という「愛國ノ義」の観点と「民人ノ自由權利ヲ保固」の対象としている点は⁵¹⁾、すでに確認した「愛國社再興趣意書」とも類似している。

第3回の愛國社再興大会では国会開設を天皇へ直接請願するという決断のもと、全国に遊説客員を派出することが決まり、そこで社員の1人である奈良原至は北陸地方の遊説を担当することとなった⁵²⁾。「愛國社再興趣意書」では「人トシテ愛身ノ情アルハ本ト天性ノ然ラシムル所」に「権利」があり、また植木の脈略で言えば、向陽社の述べる「権利」も自然法と関連するものとして推察することができよう。関係資料が限られているためにこれ以上の点についてははっきりしていないものの、「向陽社緒言」(1879.4.25)では「公同博愛ノ主義ヲ以テ厚生利用ノ道ヲ実践⁵³⁾」と述べられ、筑前共愛会の会憲3章にもこの「公同博愛」の言葉が引き継がれていることが確認できる⁵⁴⁾。

1879年12月に向陽社社員を含んで筑前共愛会が創立される。筑前共愛会は福岡県筑前国1区15郡933町村を代表するものであり、その建言委員である箱田六輔と南川正雄は1880年1月に「国会開設ニ付建言」を元老院に提出した。この建言書は箱田と南川が持参した「改約建言書」と「国会開設建言書」を井上哲次郎が修正したものである。以下ではこれらの資料を合わせて「権利」と天皇に関して察してみる。

「改約建言書」の冒頭では「権利」に関して次のように述べられている。

夫一国ノ独立ヲ保持スル者ハ必ス其之ヲ保持スルノ権理ヲ固有セリ矣。此権利〔ママ〕ナル者ハ敢テ他ノ牽制羈束ヲ受ス、又他ヨリ牽制羈束スヘカラス。是即天地ノ公道ニシテ而シテ人間ノ通誼也。故ニ世ノ古今ヲ論セス、洋ノ東西ヲ問ハス、苟モ他ノ一国ニ於テ施行シ得ル所ノ権限ハ、此一国ニ於テ施行スベカラサルノ道理アルコトナシ⁵⁵⁾。

筑前共愛会によれば、「権利」は「天地ノ公道ニシテ而シテ人間ノ通誼」によるものであった。また国家に焦点が当てられているこの「権利」において「開進ニ随テ彼我各対等ノ権理ヲ授受スヘキハ公道ノ在スル所、通誼ノ在ル所、誰カ之ヲ強奪スルヲ得ン⁵⁶⁾」と述べられているように、「作為」の側面を窺うことができよう。一方、「国会開設建言書」では「憲法ナキノ国ニハ一国ノ主権アルコト無シ⁵⁷⁾」、「是固ヨリ天地ノ公道ナリ。是固ヨリ古今ノ通義ナリ。是固ヨリ天皇陛下カ維新ノ始メ、天地神明ニ誓ハセラルタル叡旨ナリ⁵⁸⁾」とし、このような国家の「権利」は天皇

とも深く関連していたことがわかる。これらについて「国会開設ニ付建言」では次のようにまとめられている。

人民ヲシテ一心同致以テ天皇陛下ヲ保護セシムルハ唯憲法ヲ立ツルニ在ル耳。憲法ヲ立ツルハ唯国会ヲ興スニ在ル耳。若シ其レ国会ヲ興シ、憲法ヲ立テ、立法司法行政ノ三大権ヲ甄別シ、政權君權民権ノ分界ヲ明カニセハ、紀綱修挙シ秩序整然トシテ互ニ相干渉踰越セス。国家ノ体統是ニ於テカ立ツ矣。万世無窮ノ帝業モ亦將サニ是ニ於テカ其鞏固ヲ加ヘントス矣。果シテ然ラハ尚何ソ国威ノ振ハス国権ノ張ラサルヲ患ヘンヤ⁵⁹⁾。

最終的に元老院に提出されたこの書は国家の実定法による天皇の保護を訴えている。そこに国家の「権利」を張る意義があり、天皇の保護は「人民ヲシテ一心同致」を以て可能になるものであったという。「人民ハ国ノ大本ナリ。政府アリテ人民アルニ非ス、人民アリテ政府アルナリ。政府ハ人民ノ立ツル所ナリ。人民ノ権理ヲ保護スヘキ者ナリ⁶⁰⁾」と述べるように天皇も民と同じく保護の対象である。筑前共愛会が1880年2月に提出した「大日本帝国憲法見込書大略」によれば、「第一款 皇帝ノ権任」に関して「第八十三条 皇帝ノ身体ハ侵ス可ラス又責任トスル所ナシ」と記されている⁶¹⁾。よって天皇は民と同等の身体を持つ存在として「権利」が付与され、またそれは自然法と関連していたのではないだろうか。

村井一英は『通俗愛国民権論』で「人世民権程貴ブ可ク亦重ンズ可キ者ハ蓋シ他ニ有ザルナリ何トナレバ國ヲ愛シ身ヲ愛ズルモ皆此民権ノ二字ニ基カザルハ無ク」と述べる。このように「権利」が民と国家、また身体を底辺していることは、愛国社と植木にも類似するところである。さらに村井は「抑古今内外ノ差別無ク苟モ人ト為ッテ此世界ニ生レ出ヅレバ皆生レ乍ヲニシテ天賦固有の権利」を持ち、それを「大別シテ第一同等第二自由第三所有第四保安ノ此四ツトナス」という⁶²⁾。特に「其第一同等ノ權トハ御互人間ノ此世ニ生レ出ツルヤ皆均シク天ヨリ稟ケル所ノ四肢五体耳目鼻口五臟六腑ヲ具ヘタル者ニテ天皇陛下ヤ大臣參議ノ目ハ三ツ有リテ吾々平民ノ目ハ一ツシカ無キト云フ者デ無ク⁶³⁾」と述べるように天皇は民と同等の身体を持っていたことが重要となる。要するに、天皇は「天」による身体とそれに基づく「権利」を持ち、それによって自然法に内在する存在であったとすることができよう。換言すれば、天皇は「権利」を「作為」することなく、それが付与される対象であるという側面を持っていたのではないだろうか。

民有レバ則チ國有リ國有レバ則チ政府有リ政府有レバ則チ君統領無カルベカラザルナリ苟モ國ニ君民別立ツトキハ國民タル者權利ノ幾分ヲ割ヒテ君主タル者ニ與ヘ已レノ權利ヲ保護セシメザル可カラス然ラズンバ其權利ヲシテ全ク保有シ能ハザルノ弊生スルハ必然ナリ⁶⁴⁾。

天皇は民より「権利」を付与され、また国家の頂点に立ってその「権利」を保護する。「人集ッテ群ヲ為シ苟モ獨立國ノ体面ヲ備フルニ至レバ必ズツノ統轄者ヲ置キ國ニ規則ヲ設ケ」な

ければ、「熒生シ為メニ權利ノ權衡ヲ失ヒ遂ニ天授ノ權利モ保護シ能ハザルニ至ルハ是レ自然ノ道理ニシテ免カル可カラザル所ナリ」とも述べる。

ただ、「国会開設ニ付建言」でも示唆されているように「政權君權民權」の成立課程が明確ではなく、それゆえに「作為」をめぐる自然法と国家との関係も具体的には読み取りにくい。玄洋社にみる天皇の位置付けは自然法と国家、また身体と関連しているものの、「作為」についてはさらなる検討が必要であろう。

おわりに

本稿は、自由民権運動における「権利」を再検討し植木枝盛と玄洋社がどのように天皇を位置付けしたのかを考察しようとするものである。従来の研究において、植木は民権、玄洋社は国権という図式が定着しているものの、両者の接点としての「権利」観念が十分に検討されることはなかった。植木は玄洋社の前身である向陽社に招聘されたことがあり、また「日本帝国向陽社趣意書」を作成したことは疑いようがない。このような事実は自由民権運動における「権利」観念を植木と玄洋社の接点として再検討する必要性を物語っているのではなかろうか。

1880年前後における自由民権運動において、「権利」はその言葉自体も定着しておらず、そこで「権利」における自然法と実定法が「作為」をめぐって緊張関係をなしていることを、本稿では繰り返し確認した。さらに自由民権運動を先頭していた愛国公党及び愛国社によれば、そのような関係は近代的意味の国家によって固定されるよりも、自然法の側に内在していたことが明らかになった。要するに、近代的国家の枠組だけでは片付けられない「権利」の一側面こそが、自然法と関連していたと言えるのである。

他方、植木は「権利」と「権利」の保護の区分を設けていた。この区分は天皇を自然法に「作為」を加えない存在とするための工夫でありつつも、「作為」をめぐる自然法と国家の関係によって、天皇の位置付けを容易ならざるものとした。また、玄洋社が語る「権利」にも自然法の側面が窺えるものの、自然法と国家とがより密着した秩序体系のうちに天皇が位置付けられ、「作為」に関する議論はそれほど明確にはされなかった。以上のような本稿での検討は、あくまで「権利」からみる植木と玄洋社の基礎をなす研究に過ぎないのであり、とりわけ「権利」をめぐる「作為」の詳細な比較と玄洋社の一次文献資料を検討していくことについては、引き続き今後の重要な課題として残されているのである。

注

- 1) 鈴木安蔵（1948）『自由民権』白揚社、302頁。
- 2) 戦後の歴史学におけるノーマンの研究意義や評価などについては松永昌三（2014）『自由・民権・平和——日本近代史研究と私』慶應義塾大学出版会、を参照されたい。

- 3) ハーバート・ノーマン (2001) 『ハーバート・ノーマン全集 第二巻』 岩波書店、234 頁。
- 4) 同上、165 頁。
- 5) 遠山茂樹 (1991) 『遠山茂樹著作集 第三巻』 岩波書店、82 頁。
- 6) 家永三郎 (1960) 『植木枝盛研究』 岩波書店、183 頁。
- 7) 同上、295 頁。
- 8) 同上、403 頁。
- 9) 例えば、松尾章一 (1990) 『増補・改訂 自由民権思想の研究』 日本経済評論社、の研究がある。
- 10) 植木は『自叙録』で「天地乾坤は寔に是れ造化の大学校なりと、吾れ今よりは人間の学校に入ること
を為さず、而して造化の大学校に豪傑の大学問を為さんのみ」と記している (植木枝盛 (1991) 『植
木枝盛集 第 10 巻』 岩波書店、11 頁)。
- 11) 頭山満に関するの 2 次文献には、松本健一 (1996) 『雲に立つ — 頭山満の「場所」』 文藝春秋、頭山
満 (2016) 『頭山満思想集成』 書肆心水、李彩華 (2018) 「頭山満のアジア主義」『哲学と現代』 第 33
号、嵯峨隆 (2021) 『頭山満 — アジア主義者の実像』 ちくま新書、などがある。
- 12) 玄洋社々史編纂會 (1917) 『玄洋社社史』、225 頁。
- 13) 進藤一馬 (1984) 『明道館史』 明道館、30 頁。
- 14) 西川虎次郎 (1939) 『人參畑塾 高場先生傳畢』 大道學館出版部、19 頁。
- 15) 玄洋社々史編纂會編 (1917) 同上、223 頁。
- 16) 向陽社の成立過程およびその規模と向陽社に関する当時の新聞記事は、石瀧豊美 (1997) 『増補・玄
洋社発掘 — もうひとつの自由民権』 西日本新聞社、17~54 頁、に詳しい。
- 17) 本稿で検討する向陽社及び筑前共愛会の一次資料は、西日本文化協会編 (1995) 『福岡県史 — 近代
資料編自由民権運動』 福岡県、による。
- 18) 植木枝盛 (1991) 『植木枝盛集 第 7 巻』 岩波書店、176 頁。本稿における『植木枝盛集』からの引
用は (植木全集巻数・頁数) の形で本文に記す。
- 19) 玄洋社々史編纂會編 (1917) 同上、206 頁。
- 20) 藤本尚則 (1942) 『巨人頭山満翁』 文雅堂書店、72~73 頁。
- 21) 植木の日記で九州滞在についての記録が確認できる (植木枝盛 (1991) 『植木枝盛集 第 7 巻』 岩波
書店、181~191 頁)。
- 22) 安丸良夫 (2007) 『文明化の経験』 岩波書店、143 頁。
- 23) 板垣退助 (1978) 『自由党史 上』 岩波書店、31 頁。
- 24) 同上、31~32 頁。
- 25) 村井一英は 1880 年 2 月筑前共愛会第 2 期会に福岡区選出の人民総代委員として出席し、また『通俗
愛国民権論』の出版には玄洋社社員・山崎登が関わっていたと知られる (石瀧豊美 (1997)、同上、
111~112 頁)。
- 26) 明治文化研究会 (1992) 『明治文化全集 第 9 巻 法律編』 日本評論社、68~69 頁。
- 27) 同上、69 頁。
- 28) 石田雄 (1984) 『日本近代思想史における法と政治』 岩波書店、95 頁。
- 29) 同上、96 頁。
- 30) 同上、107 頁。
- 31) 同上、122 頁。
- 32) 同上、123~124 頁。
- 33) 丸山眞男 (2011) 『日本政治思想史研究』 東京大学出版会、320 頁。
- 34) 同上、321 頁。

- 35) A.P. ダントレーヴ、久保正幡訳 (2006)『自然法』岩波書店、10 頁。
- 36) 同上、10 頁。
- 37) 同上、7 頁。
- 38) 日本の「自然」の概念については、オギュスタン・ベルク (1992)『風土の日本』ちくま芸文庫、柳父章 (1977)『翻訳の思想 — 「自然」と NATURE』平凡社、伊東俊太郎『文明と自然 — 対立から統合へ』(2002) 刀水書房、などの研究が重要な参照となる。
- 39) 石瀧によれば、向陽社の内部で愛国社加盟に関する異論があり、正論党と激論党の2派で分かれたという。また第3回の愛国社再興大会において平岡浩太郎と立志社との条約改正と国会開設の優先をめぐる葛藤を指摘しているものの、国権と民権に着目した既存の観点から平岡を民権の側として評価している (石瀧豊美 (1997)、同上、57~64 頁)。
- 40) 板垣退助 (1978) 同上、87 頁。
- 41) 同上、88 頁。
- 42) 柳父章 (1977)『翻訳の思想 — 「自然」と NATURE —』平凡社、221 頁。
- 43) 同上、173 頁。
- 44) A.P. ダントレーヴ、久保正幡訳 (2006) 同上、85 頁。
- 45) 明治文化研究会 (1992)『明治文化全集 第六巻 自由民権編下巻』日本評論社、123 頁。
- 46) 同上。
- 47) 家永三郎、外崎光広、吉田曠二解説・解題 (1983)『海南新誌・土陽雑誌・土陽新聞』弘隆社、18 頁。
- 48) 柳父章 (1977) 同上、138 頁。
- 49) J.A. トーマス、杉田米行訳 (2008) 同上、197 頁。
- 50) 西日本文化協会編 (1995)『福岡県史 — 近代資料編自由民権運動』福岡県、3 頁。
- 51) 同上、3 頁。
- 52) 玄洋社の機関紙『玄洋』第8号 (1936.1.1) に奈良原至の『北陸紀行』の一部が掲載されている。『北陸紀行』によれば「明治十一年十一月愛国社第3回大会を大阪に開く」に際して、奈良原は北陸の遊説客員を担当したという。実際に愛国社再興大会第3回は明治12年11月7日から13日まで開かれ、石瀧は『北陸紀行』に依拠しつつ、奈良原の遊説は明治12年の愛国社再興大会第3回目によるものとする (石瀧 (1997) 同上、33~36 頁)。
- 53) 西日本文化協会編 (1995) 同上、5 頁。
- 54) 「筑前共愛会第一期会決議録」によれば、「第一 民人共同共愛ノ真理ヲ守ルヘシ、第二 国権ヲ弘張シ帝家ヲ輔翼スルコトヲ務ムヘシ、第三 自任反省国本ノ実力ヲ養フヘシ」と記されている (西日本文化協会編 (1995)、同上、23 頁)。
- 55) 西日本文化協会編 (1995) 同上、29 頁。
- 56) 同上、30 頁。
- 57) 同上、31 頁。
- 58) 同上、33 頁。
- 59) 同上、35 頁。
- 60) 同上、34 頁。
- 61) 同上、73 頁。
- 62) 村井一英 (1880)『通俗愛国民権論』弘令社、3 頁。
- 63) 同上、4 頁。
- 64) 同上、7 頁。